

59	福祉保健局	特別な支援を要する子供と家庭への対応強化	
事業概要	学校・幼稚園・保育所や、先駆型を始めとした子供家庭支援センター、保健所・保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じ、虐待の未然防止から早期発見・対応など必要な支援を行っている。		
これまでの経過	平成15年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	各児童相談所に虐待対応班を設置 児童相談センターにおいて通年開所を実施 先駆型子供家庭支援センター事業開始 （現在49区市町村において実施） 児童心理司増員（41人 54人） 児童相談センターに児童福祉相談専門課長を設置 児童福祉司増員 （平成13年度からの8年間で106人 172人まで増員） 子供家庭支援センター専門性強化事業開始 （虐待対策ワーカー1名増配置、心理専門支援員の配置） 児童福祉司認定講習会の規模拡大による、児童福祉司任用資格を有する虐待対策ワーカーの配置を促進 児童相談センターの児童福祉相談専門課長を2名に増員	: 児童相談所における取組 : 区市町村における取組
現在の進行状況	平成23年度の取組 < 児童相談所における地域支援体制の強化 > 都内11箇所の児童相談所に1人ずつ児童福祉司を増員し、子供家庭支援センターの対応力向上のため、日常的な支援を実施 < 区市町村の虐待対応力向上支援 > 先駆型子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村を支援		
今後の見通し	子供家庭支援センターなど地域の関係機関との連携を進め、児童虐待の対応力の強化に向け、引き続き取り組んでいく。		
問い合わせ先	福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課		電話 03-5320-4370